

### 元高崎地本組合員が持ち去った 高崎地本の通帳の返還請求事件 一審に引き続き控訴審も



2020年10月22日から、JR東労組中央本部が高崎地本に本部派遣を行ったところ、地本事務所から、通帳6冊(計1億円以上)が無くなっていることが発覚しました。

元高崎地本組合員の恩田氏が、別の裁判で「通帳6冊」を持っていることが判明したため、2021年12月14日に通帳の返還を求めて提訴しました。第一審では、JR東労組の主張が認められ通帳を引き渡すように判決が出ましたが、恩田氏らは控訴しました。

#### 別の裁判で明らかになった通帳を持ち去った手口

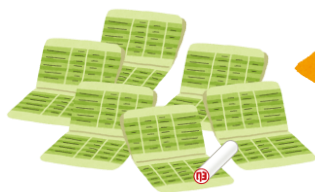


①2020年10月21日、JR東労組高崎地本で書記をしていた佐藤麻美さんへ制裁審査請求が出され、執行権が停止され、事務所の出入りが禁止された。(佐藤氏はこの時点では執行権停止と事務所の出入り禁止は知らなかったと証言)

②佐藤麻美さんはその日の深夜(翌日の午前2時)から午前7時まで、地本事務所で、給与処理の作業。



③その時に、通帳(6冊1億円以上)を金庫から持ち出したと証言。



はい私です

どこに  
ですか

夜中の2時になって  
おかしくないですか?

あなたが  
取ったの?

返さないん  
ですか?

④佐藤麻美さんは通帳をしばらく保管したが、中山氏か恩田氏に渡したと証言。  
(JR東労組は、佐藤麻美さんに通帳の在処を何度も尋ねるも無視!)

法廷での証言  
イメージ



- 2023年9月6日、控訴審で恩田氏らの控訴を棄却する勝利判決が出されました。
- ・単一組合であるJR東労組の統制権の範囲として、中央本部が地方本部の組織運営を代替して行うことは含まれる。
- ・中央本部が高崎地本を代替執行しているので、高崎地本が所有・使用する財産の管理も当然含まれる。本件通帳も、中央本部が所有権を行使できる。

JR東労組の判断が  
正しかったことが  
司法の場で証明!!

本部の判断は  
正しい!!

裁判所

直ちに通帳を  
返還せよ!!